守秘義務遵守誓約書

2024年 　月　　日

豊山町

EY新日本有限責任監査法人

住所

法人名等

代表者氏名　（代表者名又は権限規程に基づく決裁者名）

当社は、今般、豊山町（以下「町」という。）から2024年７月５日付で案内がありました「豊山町臨空第２公園整備等事業 マーケットサウンディング 実施要領」に係る「アンケートシート」の作成・提出及びヒアリングへの参加を目的（以下「本目的」という。）として、参加申込書及び本誓約書を提出した者にのみ提供される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の配付を受けることを希望します。なお、配付を受けるに当たり、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のために限り守秘義務対象資料の配付を受けるものであり、本目的以外のために当該資料を利用しません。

２　当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士その他の者においては、本書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務の履行を町及びEY新日本有限責任監査法人（以下「EY」という。）に対し書面をもって誓約させた場合にのみ、当社は、当該誓約を行った者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の規定により誓約を行い、守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして、当該誓約事項を遵守させるものとし、その者が当該誓約事項に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したものとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令又は条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善良な管理者の注意義務）

当社は、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

当社は、守秘義務対象資料のうち、個人情報に該当するものについては、法令等により認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により町、EY及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従って守秘義務対象資料を破棄する前後を問わず、永久に存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、町、EY又は第三者（町又はEYに対して守秘義務対象資料の作成にあたり必要な情報を提供した者を含みますが、これに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第７条（書類の破棄）

１　当社は、守秘義務対象資料を、「破棄義務の遵守に関する報告書」の提出期限までに、すべて破棄することを約束します。また、本誓約書の違反等により町又はEYから破棄を求める場合は、当該請求後速やかに破棄することを約束します。

２　当社は、守秘義務対象資料について、複写、秘密情報の書面化、磁気ディスク及び録音テープその他の媒体への情報の入力並びに当該媒体の複製を行った場合は、当該複写物なども含めて前項に従って破棄又は消去することを約束します。ただし、法令等又は当社の社内規程により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分となっている場合においては、当該資料及び情報等の保存が必要とされる限度において、当社において適切に保管し、当該資料及び情報等の保存が必要でなくなった場合には、速やかに当該資料及び情報等を破棄又は消去することを約束します。

３　前項の規定にかかわらず、法令等により守秘義務対象資料を保持することが義務付けられている場合、当該資料及び情報等の保存が必要とされる限度において、当社において適切に保管し、当該義務がなくなった場合においては、速やかに当該資料を破棄又は消去することを約束します。

以　上